○農林水産省告示第二千六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月七日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町竹原字コツガノ六九八の一、七〇〇から七〇二まで、七〇六の一、字坂東一一四〇、一一四一、一一四三から一一四八まで、字門間一一〇五の一、一一〇七、一一〇八の五、一一〇八の六、一一一二、一一三七の七、字岩ケ谷一五一七の一、一五一九の一、一五二五の一、一五二六の一、美杉町八知字椋廣三三一六、三三一七、三三一八の一、三三一八の二、三三三五、字井手谷四〇〇四の五、四〇〇四の一〇、字西峠四二二九の五、四二二九の七、字金太郎六四九一の一、六四九一の三、六四九二の一、六四九二の三、六四九三の三、字大倉地六七〇二、字中山口六七〇三の三、字おくか立一六二の三、一六三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字コツガノ六九八の一・七〇〇から七〇二まで・七〇六の一・字坂東一一四一・字門間一一〇五の一・一一〇七・一一〇八の五・一一〇八の六・一一三七の七・字岩ケ谷一五一七の一・一五一九の一・一五二六の一・字椋廣三三一六・三三一七・三三一八の一・三三一八の二・三三三五・字井手谷四〇〇四の五・四〇〇四の一〇・字西峠四二二九の七・字金太郎六四九一の一・六四九一の三・六四九二の一・六四九二の三・字大倉地六七〇二・字中山口六七〇三の三・字おくか立一六二の三・一六三の一（以上三十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月七日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県大野市富田村新田下麻生島上野富島七板土打一字小平一の八、一の九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月七日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県江津市松川町八神六八七の一・六八七の二・六八八・六八九の三・六九二の三・六九三の四・六九四の一・六九四の三・六九四の五・六九五から六九七まで（以上十二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第二千六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月七日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京田辺市普賢寺打垣内六一の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千六百三十六号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）附則第五条第一項の規定に基づき、同法第十一条の規定の例により、農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を次のとおり定め、平成二十八年四月一日から適用するものとしたので公表する。

平成二十七年十二月七日

農林水産大臣　森山　裕

農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第一　趣旨

1　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定の経緯

我が国は、平成19年に障害者の権利に関する条約（昭和26年条約第1号。以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正をはじめとする国内法の整備等を進めてきた。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

2　法の基本的な考え方

(1)　法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害・・・がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとの考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

(2)　法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされている（法第13条）。

3　対応指針の位置付け

この対応指針は、法第11条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第8条に規定する事項に関し、農林水産省が所管する分野における事業者（以下「事業者」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めたものである。

第二　障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1　不当な差別的取扱い

(1)　不当な差別的取扱いの基本的な考え方

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない（法第8条第1項）。

ア　法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、又は障害者のみに対して条件を付すこと等により、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いには当たらない。